

# 学会賞選考委員会の運営等に関する内規

昭和 56年7月22日 制定

平成 29年1月26日 改正

平成 30年6月23日 改正

## (目的)

第1条 この内規は、学会賞選考委員会規程（以下、「規程」という。）第6条に基づき、学会賞選考委員会（以下、「委員会」という。）の運営並びに学会賞の審査要領について定める。

## (委員の職務停止)

第2条 日本コンクリート工学会賞表彰制度規則（以下、「規則」という。）第3条、第4条及び第5条の学会賞の候補に、委員会の委員、又は委員の業績あるいは作品が推薦された場合、当該委員は、当該学会賞の選考に関わる職務を行うことはできない。

## (対象業績の期間)

第3条 規則第3条、第4条及び第6条の本学会の刊行物は、表彰年の前年9月までの2年間に刊行されたものとする。ただし、同一の課題につき、それ以前の刊行物に発表されたものがあるときは、一連の業績として対象とすることができる。

- 規則第5条の作品は、原則として表彰年の前年9月までの2年間に竣工したものとする。
- 規則第7条に関わる学会事業への貢献度は、表彰年度の前年度までのすべての年度に亘ったものとする。

## (審査員)

第4条 委員会の委員長は、規則第3条、第4条、第5条及び第6条の学会賞候補1件につき2名以上の審査員を委員の中から指名する。ただし、必要のある場合は、委員2名のほかに専門知識を有する学識経験者で、審査員として適当な者を原則として正会員の中から委嘱することができる。

- 規則第7条の候補審査に関わる審査員は5名とし、委員長が委員の中から指名する。

## (審査基準)

第5条 学会賞の審査基準は、次の通りとする。

### (1) 論文賞

- ① 独創性
- ② 学問上の発展性
- ③ 工学上の貢献

### (2) 技術賞

- ① 独創性
- ② 実用上の発展性

- ③ 工学上の貢献
- (3) 作品賞
  - ① 美的価値、又はその向上への寄与
  - ② 独創性
  - ③ 周辺環境との調和、又はその向上への寄与
- (4) 奨励賞
  - ① 独創性
  - ② 萌芽性
  - ③ 将来性
- (5) 功労賞
  - 功労賞の審査基準は、別に定める。

(審査要領)

第6条 審査員は、それぞれ審査した学会賞候補に対し、審査意見及び評価を付した審査結果を委員長に提出する。

(委員会)

第7条 委員会は、学会賞候補の推薦書、審査基準及び審査結果を参考として、十分討議の上、理事会に答申すべき受賞候補を決定する。受賞候補を決定する際の委員会の定足数は3分の2以上とする。この場合において、書面をもってあらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、委員会が決定する。